

御殿場市森林整備計画書（案）

計画期間

〔自 令和 8 年 4 月 1 日
至 令和 18 年 3 月 31 日〕

静岡県
御殿場市

はじめに

御殿場市森林整備計画（以下、「本計画」という。）は、森林法（以下「法」という。）第10条の5の規定により、本市内の森林を適切に整備していくことを目的として、本市における森林・林業関連施策の方向を示すとともに、森林所有者等が行う森林整備に関する指針等を定めるものです。森林所有者等が作成する森林経営計画は、本計画の内容に照らして市長等が認定します。

なお、本計画の対象となる森林は、県が定める富土地域森林計画の対象森林です。本計画の期間中に、富土地域森林計画が変更され、地域森林計画の対象森林が変更になった場合は、本計画の対象森林も同様に変更されたものとみなします。その際、新たに計画の対象に加わった森林は、周辺の森林と同様の計画内容が適用されます。

計画の位置づけ

計画名	計画主体	計画の内容
森林・林業再生プラン	国	日本の森林・林業を早急に再生していくための指針。
森林・林業基本計画	国	森林・林業再生プランの実現に向け、日本の森林・林業の基本施策を定めるもの。
全国森林計画	国	都道府県知事が策定する「地域森林計画」等の規範として、森林の整備・保全の目標、伐採立木材積、造林面積等の計画量、施業の基準等を示すもの。
富土地域森林計画	県	「全国森林計画」を元に、静岡県富土地域の現状を踏まえ、市町が策定する「市町村森林整備計画」の模範として、森林の整備・保全の目標、伐採立木材積、造林面積等の計画量、施業の基準等を示すもの。
御殿場市森林整備計画 (本計画)	市	「富土地域森林計画」を元に、市の現状を踏まえ、市の森林・林業に関わる様々な課題を明らかにし、その解決を図るために方針と方策を説明すると同時に、森林所有者等が作成する「森林経営計画」の模範として、森林の整備・保全の目標、施業の基準等を示すもの。
森林経営計画	森林所有者等	「御殿場市森林整備計画」を元に、「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、所有（受託）森林の施業及び保護について作成するもの。

<目 次>

I	伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	… 1
第1	森林整備の現状と課題	… 1
第2	森林整備の基本方針	… 9
1	森林の機能と望ましい姿	
2	森林整備の基本的な考え方	
3	各地域の目指すべき森林の姿と森林の区域設定	
4	その他必要な事項	
第3	森林施業の合理化に関する基本方針	…18
1	森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進	
2	森林施業の共同化の促進	
3	林業に従事する者の養成及び育成・確保	
II	森林整備の方法に関する事項	…19
第1	伐採に関する事項	…19
1	伐採の方法	
2	標準伐期齢	
3	その他	
第2	造林に関する事項	…22
1	人工造林に関する事項	
2	天然更新に関する事項	
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
4	森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	
第3	保育・間伐に関する事項	…28
1	保育の作業種別の標準的な方法	
2	間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法	
3	計画期間内に間伐を実施する必要がある森林	
第4	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	…31
1	作業路網の整備に関する事項	
2	その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	…34
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	
2	森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策	
3	森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	…35
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
第7	その他森林整備に関する必要な事項	…36
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
2	林業経営体等の支援に関する事項	
3	林業機械の導入の促進に関する事項	
4	林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項	

III 森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項	…38
第1 森林の病害虫の駆除又は予防の方法等	…38
1 森林病害虫の駆除並びに予防の方針及び方法	
2 森林病害虫の駆除及び予防の体制作りの方針	
3 緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合の対応方法	
第2 鳥獣による森林被害対策の方法	…38
1 鳥獣害防止森林区域の設定	
2 鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法	
3 その他の区域及び鳥獣に関する森林被害対策の方法	
4 鳥獣害防止の方法の実施状況の確認等	
第3 林野火災の予防の方法	…40
第4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	…40
第5 その他必要な事項	…40
1 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分	
2 その他	
IV 森林の保健機能の増進に関する事項	…41
第1 保健機能森林の区域	…41
第2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	…41
第3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	…41
第4 その他必要な事項	…41
V その他森林の整備のために必要な事項	…42
第1 森林経営計画の作成に関する事項	…42
1 森林経営計画の記載内容に関する事項	
2 一体整備相当区域	
第2 森林整備を通じた地域振興に関する事項	…42
第3 森林の総合利用の推進に関する事項	…43
第4 住民参加による森林の整備に関する事項	…44
1 地域住民への広報・啓発等	
2 地域住民参加による取組	
第5 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	…44
第6 森林環境譲与税に関する事項	…44
第7 その他必要な事項	…44
1 施業の制限を受けている森林に関する事項	
2 森林の保全に関して留意すべき事項	
3 土地の形質の変更にあたり留意すべき事項	
4 市有林の整備に関する事項	
5 良好な森林景観の形成に関する事項	
6 樹種転換に関する事項	
7 木材の地産地消に関する事項	
8 苗木の供給に関する事項	
9 間伐材・未利用材等の木質バイオマスへの活用に関する事項	
10 本計画対象外民有林の管理に関する事項	
11 地域の生物多様性保全に配慮した森林施業の推進に関する事項	
(参考資料)	…47

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

(法第 10 条の 5 第 2 項第 1 号及び第 5 号)

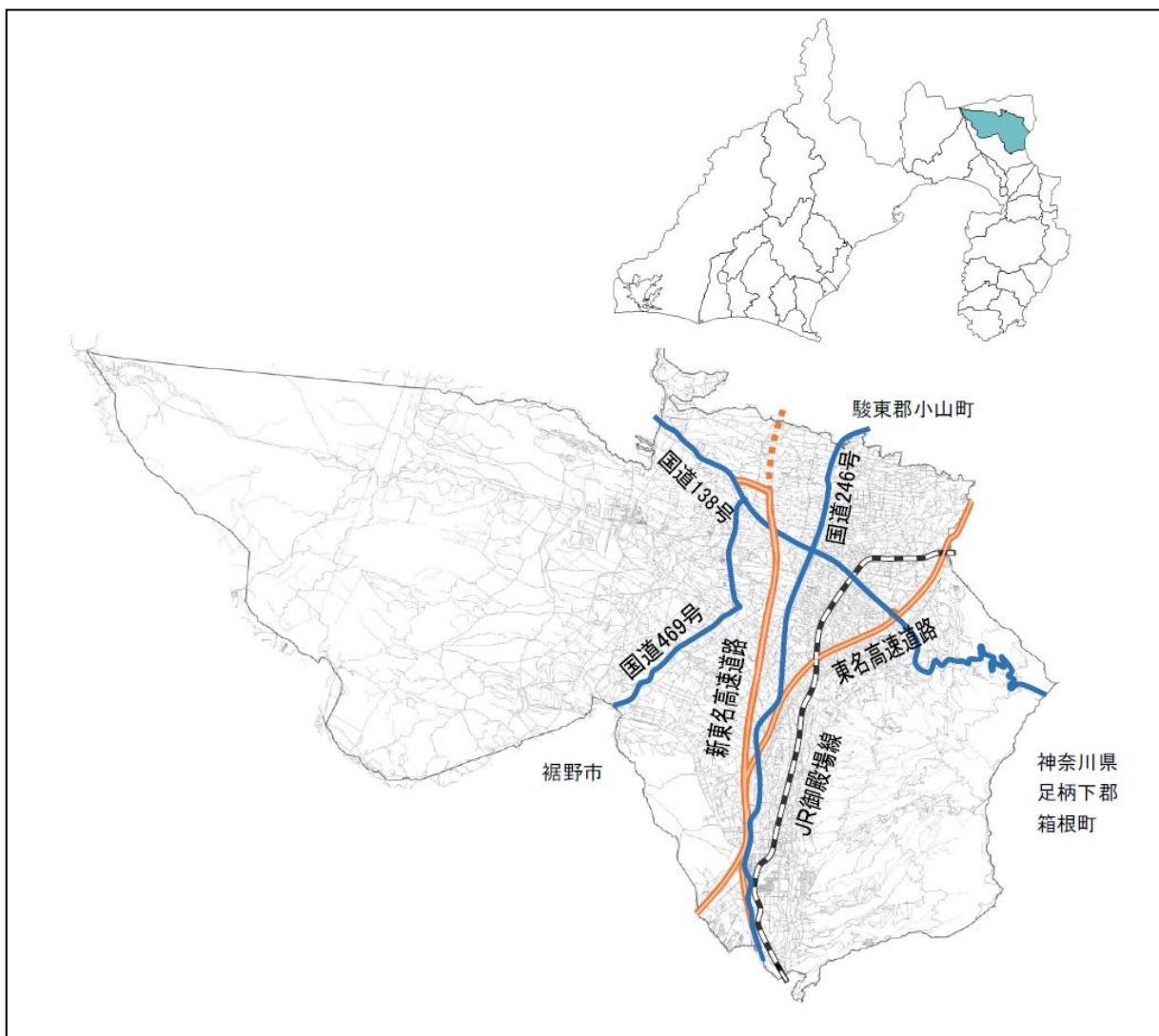
森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に發揮させるため、健全な森林資源を維持造成することを旨として、森林整備の基本方針、森林施業の合理化に関する基本方針等を定める。

第 1 森林整備の現状と課題

1 御殿場市の概要

本市は、静岡県の東部地域に位置し、東京から約 100 km の距離にある人口約 83,000 人の中規模都市である。富士と箱根の弓状の裾合に形成され、東は箱根外輪山の頂、西は富士山頂に達し、南は裾野市、北は小山町と接している。南斜面は黄瀬川に沿い、北斜面は鮎沢川流域の一帯となっている。市内には、東名高速道路、新東名高速道路、国道 246 号、国道 138 号等が整備されており、交通の要衝となっている。

図 1－1－1 御殿場市概況図



2 森林の概要

本市の総面積19,490haのうち、森林面積は10,350ha（民有林8,240ha、国有林2,110ha）で、総面積の約53%を占めている。このうち、本計画の対象森林（5条森林^{※1}）面積は3,552haであり、ヒノキ・スギを中心とした人工林面積が2,776ha（人工林率78%）と大部分を占めている。

人工林のうち、2,768haは41年生以上となっており、人工林のほぼ全てが利用期（伐採し、木材として利用可能な時期）に入っている。

また、本市の特徴として、東富士演習場を抱えており、演習場内及びその周辺の森林については、本計画の対象外（2～5条森林^{※2}）となっている。

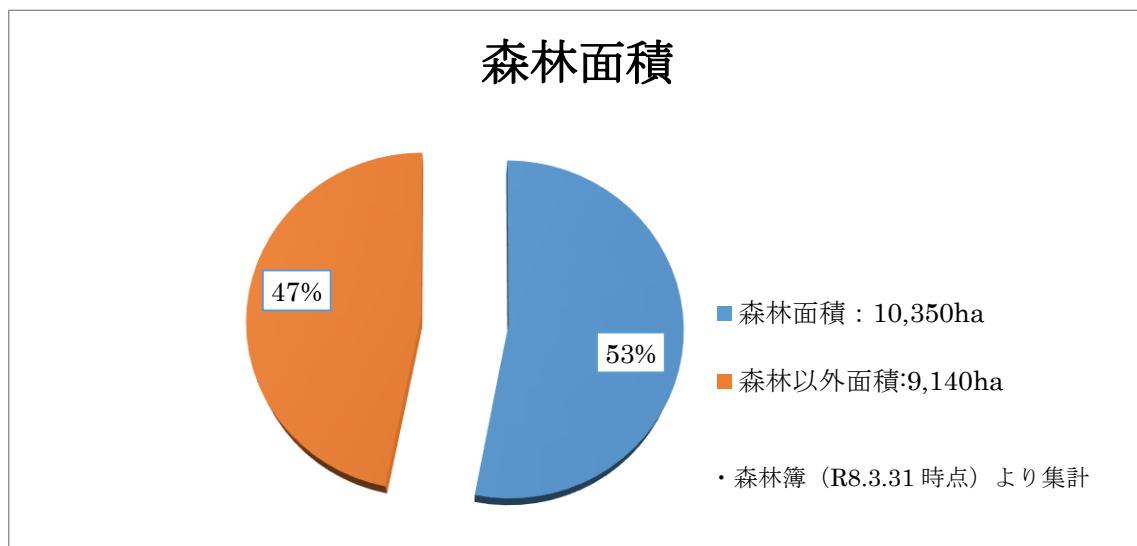
森林の所有規模の割合については、計画対象森林内においては、全所有者3,418人のうち95%以上が所有面積1ha未満の小規模森林所有者となっている。

【用語説明】

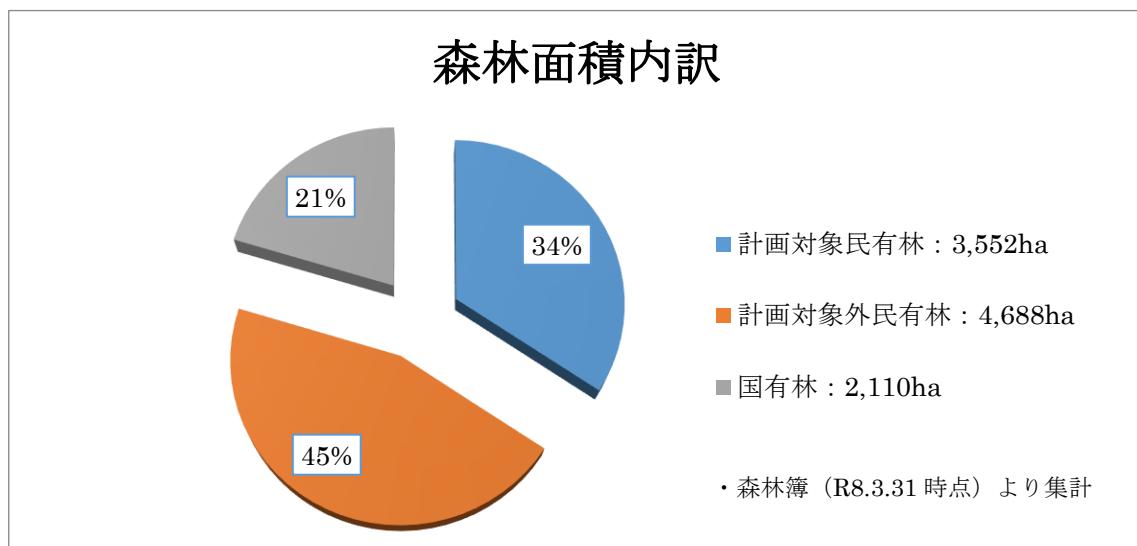
※1 5条森林：森林法第5条に定められる森林＝本計画の対象森林。

※2 2～5条森林：森林法第2条に定められる森林のうち5条森林を除いたもの。

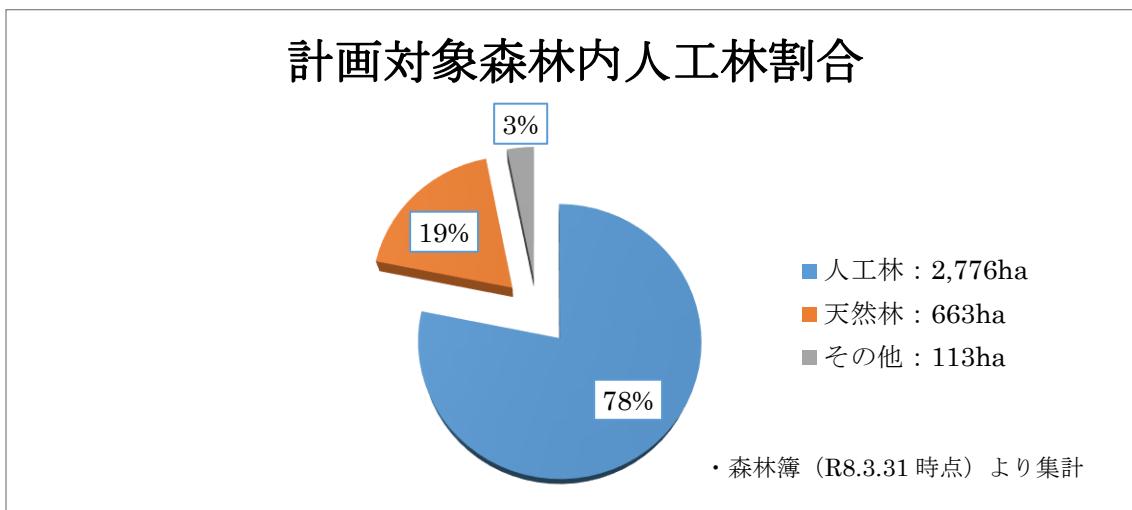
グラフ1-1-1 森林面積



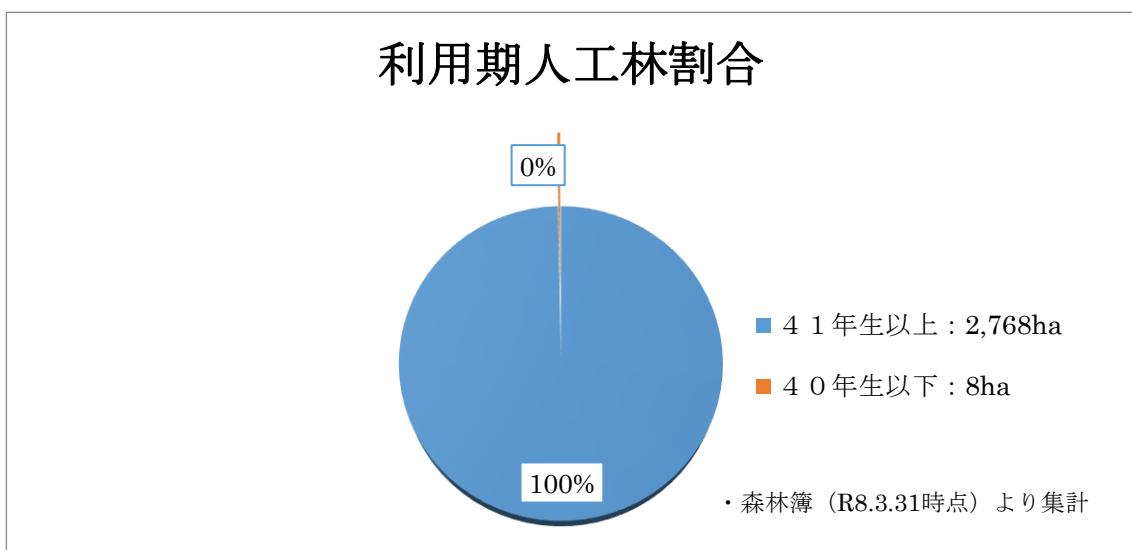
グラフ1-1-2 森林面積内訳



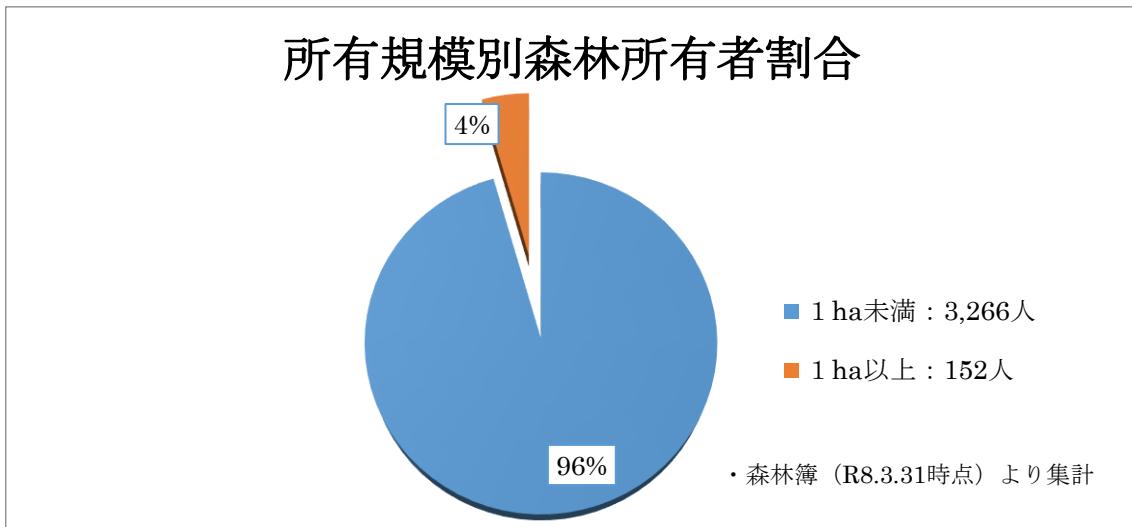
グラフ 1－1－3 計画対象森林内人工林割合



グラフ 1－1－4 利用期人工林割合



グラフ 1－1－5 所有規模別森林所有者割合



3 森林の現状と課題

(1) 森林の公益的機能に関する事項

本計画対象森林については、これまで地域森林組合等が中心となり、管理（下刈り、枝打ち、保育間伐等）を行ってきたが、費用負担等の問題から、その対象は財産区、法人等の森林組合員所有林が中心であり、個人所有林については、その多くが植林後一度も間伐されていない森林となっている。

間伐を行っていない森林は、立木の本数が多く、過密により一本一本の立木は比較的細くなっていることが多い。また、林冠が閉鎖し、光が林内に入らないため、下層植生が育たず、地表が露出している。

このような森林は、一般的に荒廃森林と言われ、水源涵養機能等の森林の公益的機能発揮が低下している状態にあるため、計画的な森林整備が望まれる。



写真：光が入らず昼間でも薄暗い森林内



写真：下層植生が乏しい林床



写真：大量の風倒木が発生している森林



写真：谷（沢）部分の状況

(2) 山地災害に関する事項

荒廃森林は、過密で林内に光が入らず、下層植生が育たないため、表土が流出しやすくなる。その結果、台風や大雨時の大規模な地滑りや山体崩壊の要因となっている。このような森林は、市内においても年々増加しつつあり、計画的な森林整備が求められている。



写真：土砂災害の様子



写真：崩壊した林道（北箱根山線）

(3) 森林資源の利用に関する事項

人工林の約 99% は 41 年生以上と、資源として成熟しているため、主伐（皆伐）や間伐を行い、木材の積極的な利用を推進していくことが重要である。

木材を搬出する間伐（利用間伐）を行うためには、搬出するための路網（林道及び作業道）の整備が必要となるが、地形に即し、かつ、コスト面等を考慮した効率的な整備を進めるためには、一団のまとまった森林が必要となる。

しかし、市内の森林は小規模所有者が多く（グラフ 1－1－5 参照）、作業道等の整備のための一体とした森林の確保が難しい状況である。このため、森林経営管理制度等を活用し、個人所有林の集約化（施業の共同化）を進めることが重要である。



写真：路網（作業道）の開設状況



写真：所有者説明会の様子

4 森林整備に関する取組み

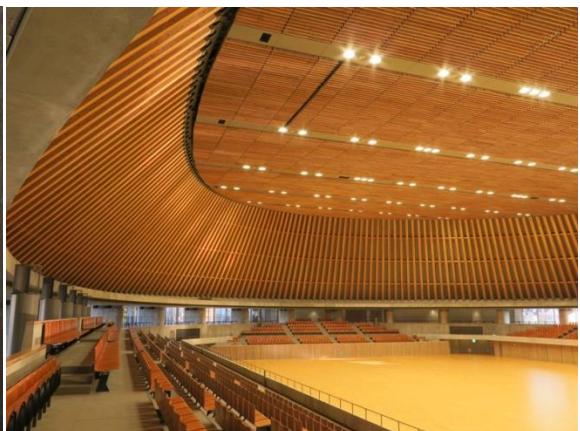
(1) 国・県の取組み

人工林の成熟は全国的に進んでおり、国では、木材の生産及び利用について高性能林業機械の導入促進や、新たな集成材の開発・普及促進など様々な施策を展開している。令和元年からは森林環境譲与税が国から各市町に配分され、それを財源とした森林整備が各地域で実施されている。

県においては、「ふじのくに林業成長産業化プロジェクト」により、平成30年度から令和6年度までの県産材素材生産目標量を50万m³/年とし、木材の供給・流通体制の構築に取り組んでいる。



写真：ハーベスター（伐木造材機）



写真：県産材を使用した草薙体育館

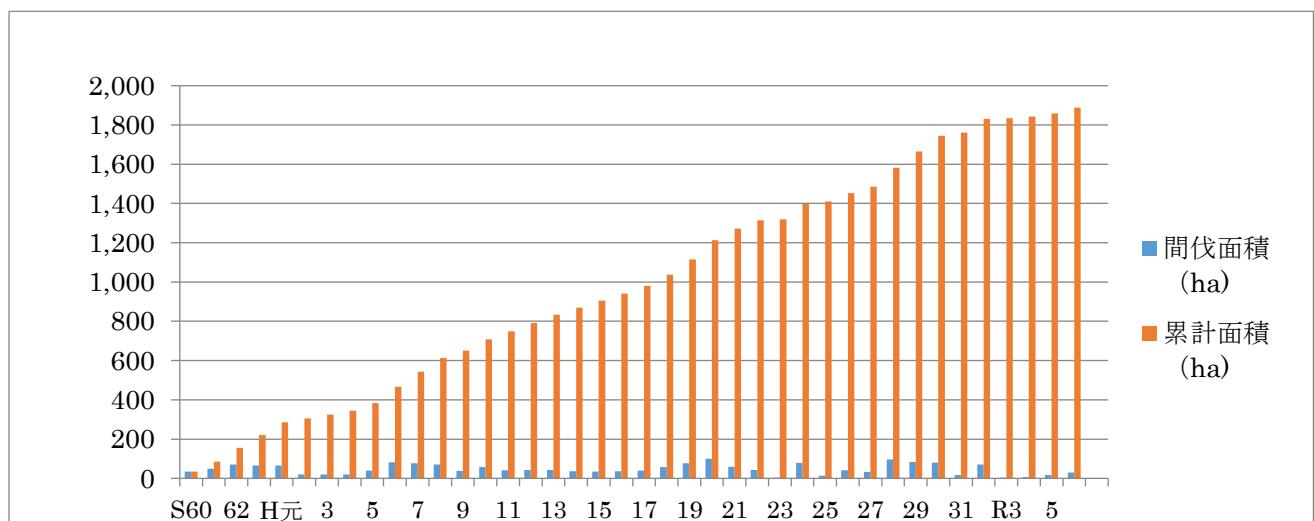
(2) 市の取組み

ア 間伐実績

本市においては、森林の公益的機能の向上のため、地域森林組合等が主体となり財産区及び法人の所有林を中心に保育間伐を実施してきたが、平成20年頃からは、個人所有林及び共有林において利用間伐を進めている。

御殿場市内の間伐実績は、昭和59年以降の累計で1,888haとなっている。（市の農林整備課調べ。令和6年度末現在。2-5条森林を含む。）

グラフ1-1-6 御殿場市内の間伐実績 （市の農林整備課調べ。令和6年度末現在）



イ 林道の整備

森林整備の基盤である林道の整備として、御殿場市では「森林基幹道北箱根山線」を主として、5路線、総延長 23.119km の林道が整備済となっている。さらに、林道の改良として、林道高内一号線の舗装工事を実施し、令和4年度完了した。



写真：林道高内一号線

ウ 公共建築物または公共施設等への木材利用

市では平成 25 年度に「御殿場市公共建築物等の木材利用推進プラン」を策定し、公共施設での木材利用を推進しており、市内小中学校等の建替えや、令和 8 年度開館予定の「富士山木のおもちゃ美術館」、新図書館「ほんてらす」にも多くの木材を利用している。



写真：木材を使用した小学校舎の内装



写真：富士山木のおもちゃ美術館内装完成予想図

エ 「カーボンニュートラル」及び「木育」に関する取り組み

当市は、令和 2 年 2 月に 2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言し、令和 4 年 5 月に国が進める「SDGs 未来都市」に選定され、令和 5 年 6 月に「御殿場市木育推進基本構想」を策定している。

「御殿場市木育推進基本構想」では、カーボンニュートラル実現への貢献、「木育」の推進等を掲げている。

これらの目標を達成するために、市内の森林整備促進と同時に、富士山麓の豊かな森林から創出される御殿場型循環モデル「富士山 J クレジット※1」の活用、「木育」の推進、御殿場産木材「ごてんばっ木（こ）」の普及啓発等を行っている。

※1 富士山麓 4 市 1 町の森林から創出され、地権者等の関係者の同意を受けた J クレジットのオリジナル名称

(3) 今後の取組み

ア 森林施業の集約化

市内の森林において、財産区や法人など一部の森林所有者を除いては、自ら森林管理を適切に行える森林所有者は減少してきている。これは、森林所有者の高齢化や不在所有者の増加、世代交代が進むことにより、森林への関心が薄れてきていることが要因となっている。これらの個人所有林においても、適正な森林整備を効率的に実施していくために、森林経営管理制度等を活用して施業の集約化を推進していく。

イ 災害に強い山（森林）づくりを目指した森林整備の促進

箱根山系を中心に利用期人工林は増加しつつあり、整備が求められている。

長期間間伐されない森林は、土砂が流出しやすい状態にあり、山体崩壊等の山地災害の危険性が高い状態にある。市は、こうした森林の計画的な整備を促進し、森林の公益的機能を向上させることで、災害に強い山（森林）づくりを目指していく。

ウ 木材利用の促進

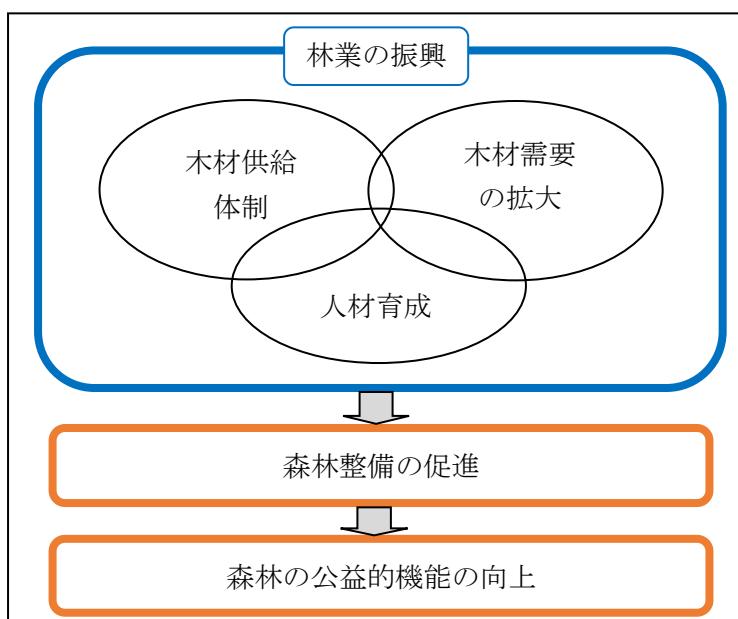
市内の公共建築物または公共施設等での木材利用について引き続き推進とともに、建築物全体での木材利用を進めるため、公共建築での事例の周知等により、民間の建築物への木材利用を促進する。

また、間伐後に林地に残された間伐材や未利用材は、放置すると災害時に河川等への流出にもつながるため、可能な限り木材利用を促進し、木材の新たな利用方法についても検討する。

他には、御殿場産木材「ごてんばっ木」を普及啓発することで更なる木材の利用につなげていく。

以上のように、木材の供給体制の強化、木材需要の拡大及び人材育成を並行して推進することで、森林整備の促進と森林の公益的機能の向上を目指していく。

図1－1－2 森林整備・林業振興の考え方



御殿場産木材「ごてんばっ木」
ロゴマーク



第2 森林整備の基本方針

1 森林の機能と望ましい姿

森林の持つ様々な機能は、主に「木材等生産機能」、「水源涵養機能」、「山地災害防止機能／土壌保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、「生物多様性保全機能」の7つに分類されており、このうち、水源涵養機能から生物多様性保全機能までの6つの機能は、人々の生活や周囲の環境に広く寄与することから「森林の公益的機能」と呼ばれている。

ここでは、それぞれの森林の機能とその機能の發揮の上から望ましい森林の姿を表1-2-1に示す。

表1-2-1 森林の機能と望ましい森林の姿

機能	働き	機能発揮の上から望ましい森林の姿
公益的機能	木材等生産機能	<ul style="list-style-type: none"> ・林木の生育に適した森林土壤を有している。 ・適正な密度を保ち、形質の良好な林木からなり、成長量が大きい。 ・林道等の生産基盤が適切に整備されている。
	水源涵養機能	<ul style="list-style-type: none"> ・水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有している。 ・下層植生とともに樹木の根が発達している。
	山地災害防止機能／土壌保全機能	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根が深く広く発達し、土壤を保持する能力に優れている。 ・適度な光が差し込み、下層植生が発達している。 ・必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている。
	快適環境形成機能	<ul style="list-style-type: none"> ・樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高い。
	保健・レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している。 ・身近な自然として又は自然とのふれあいの場として適切に管理されている。 ・必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている。
	文化機能	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している。 ・必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている。
	生物多様性保全機能	<ul style="list-style-type: none"> ・原生的な森林生態系を保持している。 ・学術的に貴重な生物種が生育・生息している。

2 森林整備の基本的な考え方

(1) 森林の機能別の区域設定の基準

表 1-2-1 に示した森林の機能を特に発揮する必要のある森林について、森林の機能の維持増進を図るための森林として表 1-2-2 のとおり定める。

表 1-2-2 森林の機能別の区域

機能	森林の機能別の区域
木材等生産機能	木材等の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(以下、「木材等生産機能維持増進森林」)
公益的機能別施業森林	水源涵養機能 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「水源涵養機能維持増進森林」)
	山地災害防止機能 土壌保全機能 土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」)
	快適環境形成機能 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「快適環境形成機能維持増進森林」)
	保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「保健文化機能維持増進森林」)

(2) 森林施業の方法（施業種）

森林の機能の維持増進を図るための森林における施業の方法（以下、「施業種」という。）を表1-2-3のとおり定め、施業種ごとの主伐の時期の下限を表1-2-4のとおり定める。

表1-2-3 施業の方法（施業種）

区域	施業種	主伐	間伐
木材等生産機能維持増進森林 木材等生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林（以下、「特に効率的な施業が可能な森林」）	通常伐期	IIの第1に示す「伐採に関する事項」とおりとする。	IIの第3の2 「間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法」に示すとおりとする。
水源涵養機能維持増進森林	伐期の延長	主伐の時期は、公益的機能を高度に發揮させるために、標準伐期齢に10年えた林齢以上とし、その下限を表1-2-4に示す。	
山地災害防止/土壤保全機能維持増進森林 快適環境形成機能維持増進森林 保健文化機能維持増進森林	長伐期	主伐の時期は、公益的機能を高度に發揮させるために、標準伐期齢のおおむね2倍の林齢以上とし、その下限を表1-2-4に示す。	

○ ただし、(1)に定める森林の区域が重複した森林では、表下段の施業種を適用する。

表1-2-4 主伐の時期（伐期齢）の下限

施業種	樹種（林齢）※1						
	スギ	ヒノキ	マツ※2	テーダマツ	その他針葉樹	クヌギコナラ	その他広葉樹
通常伐期	40	45	35	30	50	15	25
伐期の延長	50	55	45	40	60	25	35
長伐期※3 (人工林)	64	72	56	48	80	24	40
長伐期	80	90	70	60	100	30	50

※1 標準伐期齢は、IIの第1の表2-1-3を参照

※2 マツは、クロマツ及びアカマツを指す。

※3 長伐期施業林のうち、人工林については、森林施業の実施と資源循環の見地から短縮した伐期を設定した。

(3) 森林の整備・保全の考え方

表1-2-2に定めた森林の機能の維持増進を図るために森林について、森林の整備及び保全の考え方を表1-2-5のとおり定める。

表1-2-5 森林の整備・保全の考え方

区域	森林の整備・保全の考え方
木材等生産機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> 地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林においては、木材等生産機能が十分に発揮されるよう、計画的な伐採による木材の安定供給に努める。 森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進する。 施業種は、「通常伐期」とする。
特に効率的な施業が可能な森林	<ul style="list-style-type: none"> 木材の継続的生産による安定供給を促進するため、人工林については原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとする。 施業種は、「通常伐期」とする。
公益的機能別施業森林	<ul style="list-style-type: none"> ダム等利水施設の上流部においては、水源涵養機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 下層植生の維持や根系の発達を確保するため、適切な保育・間伐を推進する。 施業種は、「伐期の延長」とする。
	<ul style="list-style-type: none"> 山地災害の発生の危険性が高い森林では、土砂流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 渓岸の侵食防止や山脚の固定等に必要な谷止工や土留工等の施設の設置を推進する。 伐採に伴う裸地面積の縮小・分散を図る。 施業種は、「長伐期」とする。
	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境の保全のため、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 風や潮の害を防ぎ、砂の移動を抑える働きをする森林では、皆伐を避ける。 松くい虫被害の拡大を防止するため、内陸側のマツ林で、広葉樹等への樹種転換が可能な森林は、積極的に樹種転換を進める。 地域の快適な生活環境を保全するため、所有者、地域住民、行政及びNPO等との協働により、適切な保育・間伐を進める。 施業種は、「長伐期」とする。
	<ul style="list-style-type: none"> 保健・風致の保存等のため、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 保健文化機能維持増進森林においては、間伐を繰り返し、複層林や自然力を生かした混交林に誘導する。 里山林については、生物多様性保全機能等を確保しつつ、適切な保育及び間伐を推進する。 施業種は、「長伐期」とする。

3 各地域の目指すべき森林の姿と森林の区域設定

(1) 地域の目指すべき森林の姿

地域において期待される森林の機能を踏まえ、各地域における目指すべき森林の姿は、次のとおりとする。

ア 箱根外輪山地域（26 林班～66 林班）

箱根外輪山地域は森林基幹道北箱根山線が整備され、人工林率は約 8 割で、その 99% が 8 歳級以上であり、積極的な木材の利用が期待されている。しかし、手付かずの森林も多く存在しているため、今後森林所有者の合意形成を図り施業の集約化を進め、水源涵養機能を発揮できる森林を目指すものとする。

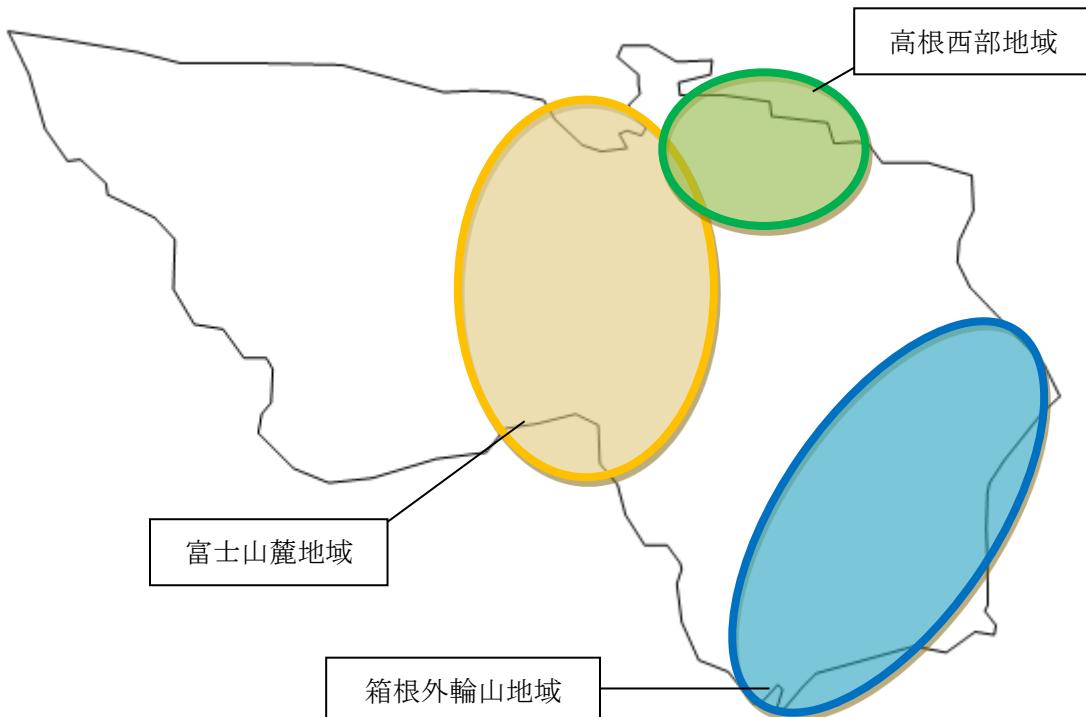
イ 富士山麓地域（1 林班～18 林班、67 林班、68 林班、71 林班）

富士山麓地域は豊かな自然環境を保全することにより、魅力的な観光・交流の地域となることや、西側に広がる東富士演習場からの騒音等を緩衝する役割が期待されている。そこで、樹高が高く枝葉が多く茂っている等遮へい能力等が高い森林を目指すものとする。

ウ 高根西部地域（19 林班～25 林班）

高根西部地域はおよそ半分を天然林が占め、その豊かな自然環境の保全と水源涵養機能の発揮が期待されている。そこで、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有した森林を目指すものとする。

図 1－2－1 地域の位置図



(2) 森林の区域設定

地域の目指すべき森林の姿を踏まえて、本市において特に森林の機能を発揮する必要のある森林とその施業種を表1-2-6～9のとおり設定する。

表1-2-6 区域設定の基本方針

区域	区域設定の基本方針	
木材等生産機能維持増進森林	立地条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林木の生育が良好な森林（地位級が中以上） ・ 地形、地理、林道等の整備状況から効率的な森林施業が可能な森林 (林道等から200m以内、傾斜35度未満等)
	単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分布状況を踏まえ、面的（林班単位）に設定
特に効率的な施業が可能な森林	立地条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林木の生育が良好な森林（地位級が中以上） ・ 地形、地理、林道等の整備状況から効率的な森林施業が可能な森林 (林道等から200m以内、傾斜35度未満等) ・ 山地災害のおそれのある森林は対象としない
	単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分布状況を踏まえ、面的（特定の区域）に設定
水源涵養機能維持増進森林	法的な規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源かん養保安林
	立地条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源地周辺の森林 ・ 地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺の森林
	単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分布状況を踏まえ、面的（林班単位）に設定
山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林	法的な規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林 ・ 砂防指定地（砂防法）
	立地条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林 ・ 土砂流出、土砂の崩壊の防備のための治山施設や砂防施設が施工されている森林
	単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分布状況を踏まえ、特定の区域（準林班単位）で設定
快適環境形成機能維持増進森林	立地条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等の森林 ・ 風害、霧害等の気象条件を緩和する効果が高い森林 ・ 東富士演習場からの騒音や粉塵等の影響を緩和する森林
	単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分布状況を踏まえ、特定の区域（林班単位、準林班単位、林小班単位）で設定

保健文化機能維持増進森林	法的な規制	・ 自然公園特別地域等（自然公園法）
	立地条件	・ 観光的に魅力のある高原自然景観や植物群落を有する森林 ・ 優れた自然環境や景観を有する国立公園地域 ・ キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林 ・ 各地区市民の森
	単位	・ 分布状況を踏まえ、特定の区域（林小班単位）で設定

表 1-2-7 森林の区域（地域別）

地域	機能区分 ^{※1}						施業種	区域設定の考え方	面積(ha)
	木材	特	水源	山地	快適	保健			
箱根外輪山地域	○	○					通常伐期	効率的な森林施業を推進する森林	42.48
			○				伐期の延長	豊かな自然環境の保全と水源涵養機能の発揮を推進する森林	19.91
	○	○	○				伐期の延長	効率的な森林施業を推進し、水源涵養機能の向上を目指す森林	1,900.02
	○		○	○			長伐期	山地災害の危険性が高い森林で、優先的に森林施業を推進し、水源涵養機能の向上を目指す森林	96.74
	○			○			長伐期	山地災害の危険性が高い森林で、優先的に森林施業を推進する森林	3.31
	○	○	○			○	長伐期	乙女森林公園、市民の森フォレスト乙女（御殿場地区市民の森）、富士岡地区市民の森	65.30
			○			○	長伐期	優れた自然景観の保全と水源涵養機能の向上を目指す森林	52.63
							通常伐期	市街地エリアに点在する森林	179.61
富士山麓地域			○				伐期の延長	豊かな自然環境の保全と水源涵養機能の発揮を推進する森林	171.25
				○			長伐期	東富士演習場からの騒音を緩衝する等の快適環境形成機能を発揮させる森林	436.42
				○	○		長伐期	玉穂地区市民の森及び印野地区市民の森	12.41
							通常伐期	市街地エリアに点在する森林	289.56

高根西部 地域	○					伐期の 延長	豊かな自然環境の保全と水源涵養 機能の発揮を推進する森林	180. 27
	○	○				長伐期	山地災害の危険性が高い森林で、水 源涵養機能の向上を目指す森林	41. 56
	○			○		長伐期	高根地区市民の森	0. 41
				○		長伐期	東富士演習場からの騒音を緩衝す る等の快適環境形成機能を発揮さ せる森林	42. 11
						通常 伐期	市街地エリアに点在する森林	17. 67

※1 機能区分は、森林の機能の維持増進を図るための森林を示す。

表 1-2-8 森林の区域（機能別）

区 分	森林の所在 ^{※1}	面積 (ha) ^{※2}
公益的 機能別 施業森林	木材等生産機能維持増進森林	28～54 林班、56～64 林班 2, 107. 85
	特に効率的な施業が 可能な森林	28～54 林班 (29 林班ほ、30 林班は、39 林班 い、40 林班か、43 林班ろ、45 林班ろを除く)、 56～64 林班 2, 007. 80 (内数)
	水源涵養機能維持増 進森林	19～22 林班、28～35 林班、36 林班 (と～わ を除く)、37～39 林班、41～64 林班、71 林 班 2, 528. 09
	山地灾害防止/土壤 保全機能維持増進森 林	22 林班に、は、ろ、29 林班ほ、 30 林班は、39 林班い、40 林班か、43 林班 ろ、45 林班ろ 141. 61
	快適環境形成機能維 持増進森林	1 林班る、9～15 林班、18 林班、25 林班、 68 林班ち～る、わ 490. 94
保健文化機能維持増 進森林	12 林班ろ 9、14～18、21～24、 15 林班に 58、20 林班に 15、 31 林班い 3～12、36～43、53、94、99、106 ～114、ろ 8～11、13、14、26～29、44～46、 48、51、52、62、64～68、70、71、73～76、 41 林班は 9、ほ 7、わ 4、5、7～10、44 林 班い 1～6、53 林班ろ 9～17、55 林班い 3 ～9、12、13、16、ろ 2、3、9～14、 59 林班い 6～20、24、25	130. 75

※1 詳細な森林の所在は、別図（概要図【経営 1】）を参照。

※2 重複して指定している森林があるほか、森林の機能の維持増進を図る森林の設定
をしない森林があるため、面積の合計は、計画対象森林の面積とは一致しない。

表 1-2-9 森林の区域（施業種別）

施業種	森林の所在	面積 (ha)
通常伐期	計画対象森林から水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林および保健文化機能維持増進森林を除いた区域	529.32
伐期の延長	水源涵養機能維持増進森林から山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林および保健文化機能維持増進森林を除いた区域	2,271.45
長伐期	山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林および保健文化機能維持増進森林全域	750.89
合計		3,551.66

○ 詳細な森林の所在は、別図（概要図【経営 1】）を参照。

4 その他必要な事項

(1) 伐採に伴う裸地面積の縮小・分散を図る区域

該当なし

(2) 特に針広混交林化を推進すべき森林

「特に針広混交林化を推進すべき森林」とは、地形条件、路網の整備状況、所有形態等の自然的、経済的、社会的諸条件からみて、森林所有者による適正な森林施業が困難と認められるスギ・ヒノキの人工林をいい、単層である森林を広葉樹等との複層状態へ誘導し、針広混交林となるよう、適切な伐採を行う。この森林の整備・保全の考え方を表 1-2-10 のとおり定める。

これらの森林のうち荒廃森林では、静岡県森の力再生基金条例（平成 18 年静岡県条例第 19 号）第 2 条に規定する事業を実施し、針広混交林化を図る。

表 1-2-10 特に針広混交林化を推進すべき森林の整備・保全の考え方

種類	森林の整備・保全の考え方
特に針広混交林化を推進すべき森林	・伐採方法は主伐又は間伐とし、列状又は群状の伐採を基本とする。 ・伐採率は、材積換算でおおむね 35%とする。

第3 森林施業の合理化に関する基本方針

本市の森林整備を総合的かつ計画的に実施するため、森林施業の合理化の基本方針を次のとおり定める。

1 森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進

森林の経営に関して意欲と実行力を有した林業経営体や地域の中核となる森林所有者が、周辺の森林所有者らの森林の経営も受託するなどして、面的にまとまった森林を対象に、林内路網の整備や主伐・再造林、利用間伐などの効率的な森林施業を実行することに対して支援をする。

2 森林施業の共同化の促進

森林組合や林業経営体等の関係機関と連携し、小流域内の森林所有者間の調整及び合意形成を図り、森林施業の共同化を促進する。また、森林経営計画の作成や、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結を促進する。

3 林業に従事する者の養成及び育成・確保

効率的な木材生産を図るため、森林技術者や森林施業プランナー等の人材を育成するとともに、就業前の情報提供やインターンシップの促進を図るほか、雇用環境の改善や労働安全の向上に関する取組を支援することにより、林業従事者の定着を図る。

II 森林整備の方法に関する事項 (法第10条の5第2項第2～4号及び第6～8号並びに第3項第1～3号)

第1 伐採に関する事項 (法第10条の5第2項第2号)

1 伐採の方法

(1) 立木竹の伐採

立木竹の伐採について表2-1-1のとおり定める。

表2-1-1 立木竹の伐採の方法

区分	指針	
主伐 (更新を伴う 伐採)	皆伐	<ul style="list-style-type: none">・主伐のうち、択伐以外のもの。・気候、地形、土壤等の自然的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、次のことと配慮して行うもの。<ul style="list-style-type: none">➢ 適切な伐採区域の形状➢ 1箇所あたりの伐採面積の規模➢ 伐採区域のモザイク的配置・伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保残帯を設け、適確な更新を図るもの。
	択伐	<ul style="list-style-type: none">・主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帶状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うもの。・森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持増進するものとし、適切な伐採率によって実施するもの。・適切な伐採率とは、材積率30%以下とする。ただし、伐採後に人工造林を行う場合には40%以下とする。
間伐 (更新を伴わない 伐採)	立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的の樹種の一部を伐採して行うものであって、伐採後、一定の期間内に林冠が閉鎖するもの。	

(2) 伐採（主伐）の標準的な方法

伐採（主伐）の標準的な方法を、表2-1-2のとおり定める。

表2-1-2 伐採（主伐）の標準的な方法

区分	指針
共通事項	<p>適正な伐採とは、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、伐採によって林地を荒らさず、伐採後の適確な更新を図るものという。</p> <p>適正な伐採を行うための基本的な指針は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伐採跡地に接する森林を伐採する場合は、伐採跡地が連続することができないよう、周辺森林の成木の樹高程度の幅の保護樹帯を設置するものとする。 ・林地の保全及び公益的機能を考慮し、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮するものとする。 ・伐採後の更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を考慮して伐採を行うものとする。 ・対象とする立木は、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。 ・野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保存に努めるものとする。 ・『主伐時における伐採・搬出指針の制定について』（令和3年3月16日2林整整第1157号林野庁長官通知）、「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」等を踏まえ、林地保全に努めるものとする。 ・花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を加速化する。
育成单層林	<p>育成单層林における伐採は、森林の有する多面的機能を損なうことなく高度発揮させるため、以下の事項に留意し、実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・皆伐は、気象、森林生産力及び病虫獣害の発生状況等の自然条件からみて、更新が確実である森林について行うものとする。 ・更新の方法を天然更新として行う伐採は、伐採区域の形状、母樹の保存等について配慮して行う。特に萌芽更新を行う場合は、優良な萌芽を促すため、11月から3月に伐採するものとする。 ・育成複層林へ誘導する伐採の方法は、材積率70%以下の伐採を基本とする。また、周辺の森林の状況等により確実な更新が見込まれる場合は、小規模な面積において、材積率70%以上の伐採も行えるものとする。 ・伐採は、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、樹種及び林齡等の多様化、長期化に考慮して行うものとする。 ・林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため、必要に応じ保護樹帯を設置するものとする。

育成複層林	育成複層林における伐採は、森林の有する多面的機能を損なうことなく高度に発揮させるため、以下の事項に留意し、実施するものとする。 ・伐採の方法は、材積率70%以下の伐採を基本とする。また、周辺の森林の状況等により確実な更新が見込まれる場合には、小規模な面積において、材積率70%以上の伐採も行えるものとする。
天然生林	・主伐にあたっては、育成単層林及び育成複層林の項目に準ずる。

【用語説明】

- ・育成単層林：森林を構成する林分を皆伐により伐採し、单一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ、維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキからなる森林。
- ・育成複層林：森林を構成する林分を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ、維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。
- ・天然生林：主として天然力を活用することにより成立させ、維持される森林。例えば天然更新による、シイ・カシ等からなる森林。なお、「主として天然力を活用」とは、自然に散布された種子が発芽して樹木が生育すること又は萌芽により樹木が生育することを指す。

2 標準伐期齢

主要樹種の標準伐期齢を表2-1-3のとおり定める。

なお、立木の標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、標準伐期齢以上をもって伐採を義務付けるものではない。

表2-1-3 標準伐期齢

地区	樹種（林齢）						
	スギ	ヒノキ	マツ類 ^{※1}	テーダ マツ	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
全域	40	45	35	30	50	15	25

※1 マツ類は、クロマツ及びアカマツを指す。

3 その他

不成績造林地、病虫害林等の林相改良が必要な森林の更新及び樹種転換のための更新を行う場合は、標準伐期齢に関わらず主伐を可能とし、この場合において、更新方法、規模等については、事前に市の農林整備課と協議をするものとする。

高齢級のテーダマツについては、風倒害のリスクを考慮し、必要に応じて伐採を検討する。

第2 造林に関する事項（法第10条の5第2項第3号）

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、表2-2-1のとおり定める。

表2-2-1 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種 ^{*1}
スギ、ヒノキ ^{*2} 、クロマツ、アカマツ ^{*3} 、テーダマツ ^{*4} 、クリ、ナラ・カシ・シイ類、サクラ類、カエデ類、イチョウ、ケヤキ

※1 定められた植栽樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、市の農林整備課と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

※2 スギ、ヒノキ等の苗木の選定にあたっては、成長に優れたエリートツリーをはじめとする花粉の少ない苗木の植栽に努めるものとする。

※3 クロマツ及びアカマツを植栽する場合は、マツノザイセンチュウに対する抵抗力が認められたものが望ましい。

※4 テーダマツの植栽においては風倒害のリスクが高い場所や、貴重な動植物・生態系が確認されている場所を避けること。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な植栽本数

人工造林の植栽本数を、表2-2-2に定める。

表2-2-2 人工造林の標準的な植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha) ^{*2} ^{*3}	備考
スギ	中仕立て	3,000～3,500本/ha	
	疎仕立て	2,000本/ha	
ヒノキ	中仕立て	3,000～3,500本/ha	
	疎仕立て	2,000本/ha	
テーダマツ	中仕立て	2,500本/ha	
マツ類 ^{*1}	中仕立て	3,000本/ha	
広葉樹 ^{*4}	中仕立て	3,000本/ha	

※1 マツ類は、クロマツ及びアカマツを指す。

※2 標準的な植栽本数の上限を超える本数を植栽しようとする場合は、市の農林整備課と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

※3 現地状況や地形等を考慮し、上記の本数での植栽が困難な場合には、1,000本/haを下限の目安とし、更新が確保できる範囲内で植栽本数を減じができる。ただし、この場合にも、市の農林整備課と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

※4 広葉樹は、市の農林整備課と相談の上、植樹時点の樹木の大きさに応じ適切な植栽本数を決定するものとする。

イ 人工造林の標準的な方法

人工造林の標準的な方法を、表2-2-3に定める。

なお、人工造林の実施にあたっては、コンテナ苗の活用や伐採と造林を連続して行う一貫作業システムの導入など効率的な造林、成長に優れたエリートツリー等の苗木の活用や低密度植栽などによる「低コスト主伐・再造林」を推進する。また、花粉の少ない苗木の植栽に努めるものとする。

ただし、奥山等のため継続的な資源の循環利用が困難な場合等は、スギ・ヒノキ以外の樹種への転換に努めることとする。

表2-2-3 人工造林の標準的な方法

区分	標準的な方法	
	育成単層林	育成複層林
地拵え	<ul style="list-style-type: none">植栽の支障とならないように伐採木及び枝条等を整理する。気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には筋置にするなどの点に留意する。	—
更新	<ul style="list-style-type: none">原則として植栽とする。植付けは、気象その他の立地条件及び地域の標準的な方法を考慮して方法を定め、適期に実施する。	<ul style="list-style-type: none">原則として樹下植栽とする。隣接して広葉樹林が残存している場合には、周辺林地からの種子供給等による天然下種更新を考慮することができる。植栽する本数は、表2-2-2に示す標準的な植栽本数に、上層木の立木の伐採率を乗じた本数以上とするよう留意する。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

人工造林により更新を図る森林の伐採跡地においては、森林の多面的機能の維持及び早期回復を図るため、表 2-2-4 に定める期間内において更新を完了するものとする。

表 2-2-4 伐採跡地の人工造林をすべき期間

区分	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 2 年以内
択伐 (伐採率 40%以下)	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新対象樹種

天然更新の対象樹種を表 2-2-5 のとおり定める。

表 2-2-5 天然更新対象樹種

天然更新対象樹種	
天然更新対象樹種	ヤシャブシ・ハンノキ類、シデ類、カンバ類、テーダマツ、カラマツ、クリ、ナラ・カシ・シイ類、ムクノキ、エノキ、ケヤキ、クスノキ、シロダモ、ヤブニッケイ、タブノキ、カラスザンショウ、キハダ、ヤマボウシ、ミズキ、ホオノキ、サクラ類、ネムノキ、アカメガシワ、ウルシ類、カエデ類、イイギリ、リョウブ、エゴノキ、アオダモ、クサギ、オニグルミ、カツラ、クロガネモチ、ハリギリ、ヒメシャラ
萌芽更新が可能な樹種 ^{※1}	イヌシデ、クリ、ナラ・カシ・シイ類、ケヤキ、ヤブニッケイ、タブノキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類、エゴノキ、アオダモ、カツラ、クロガネモチ

※ 1 「萌芽更新が可能な樹種」の欄にあっても、更新が完了していない若齢の広葉樹林や大径木化した広葉樹二次林（根元直径 40 cm 以上、おおむね 80 年生以上）は、萌芽による更新が可能な樹種には含めないものとする。

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新の標準的な方法を表2-2-6に定め、天然更新すべき立木の期待成立本数を表2-2-7に定める。

また、天然更新に当たっては、森林所有者等は、必要に応じて表2-2-8に定める天然更新補助作業を実施するものとする。併せて、シカ等の食害が予測される地域では、必要に応じて防護柵等による食害防止対策を実施するものとする。

表2-2-6 天然更新の標準的な方法

区分	標準的な方法
天然下種更新	種子が自然に落下して発芽、成長することで図られる更新。 天然下種更新は、周辺の母樹の状況を把握した上で行い、状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととする。
萌芽更新	根株からの発芽（萌芽）、成長によって図られる更新。 萌芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて、芽かき又は植込みを行うこととする。

表2-2-7 天然更新すべき立木の期待成立本数

区分	本数
期待成立本数	6,000本/ha

表2-2-8 天然更新補助作業

補助作業	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こしや枝条整理等を行う。
刈出し	ササなどの下層植生によって、天然に発生した稚樹の生育が阻害されている箇所において、下草刈りや清掃作業を行う。
植込み	天然に発生した稚樹の生育状況等を考慮し、天然更新の不十分な箇所においては、必要な本数を植栽する。
芽かき (萌芽整理)	萌芽の優劣が明らかとなる頃に、根又は地際部から発生している萌芽を1株当たりの仕立て本数4～5本を目安として萌芽整理を行う。 2回目は4年目に実施し、1株当たりの仕立て本数は2～3本とする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する多面的機能の発揮のためには、伐採跡地を早期に森林に回復する必要がある。そのため、天然更新を図る森林においては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に、天然更新を完了させるものとする。

(4) 天然更新完了の確認

天然更新を図る森林においては、皆伐後 5 年以内に静岡県天然更新完了基準に基づき、次に定める手順により更新状況の確認調査を行う。

ア 確認調査の方法

- ・調査の時期は、伐採後 5 年以内とする。
- ・調査方法としては、まず目視によって基準を満たしているかを判断する。
- ・明らかに基準を満たしているとの判断がつかない場合には、プロット調査を行う。
- ・プロット調査の内容は、天然更新すべき立木の樹種名と本数とする。
- ・プロットの設定方法は、以下のとおりとする。
 - ・プロットの大きさは 5 m × 5 m (25 m²) とし、2 箇所以上設ける。
 - ・プロットは、対象地の地形や植生等を考慮の上、平均的な箇所を選択する。
 - ・対象地の後継樹の発生状況が均一でない場合は、区分けして調査することができる。(後継樹とは、植栽木、天然下種等により発生する稚樹・萌芽枝のうち将来の森林の樹冠を構成する樹種を指す。)

イ 天然更新の完了基準

天然更新の完了基準を表 2-2-9 のとおり定める。

表 2-2-9 天然更新の完了基準

項目	基準
完了の基準	<ul style="list-style-type: none">・天然更新すべき立木（表 2-2-5 で定める樹種で樹高が 2 m 以上のもの）の本数が、期待成立本数の 3 割以上で、かつ均等に生育している状態である。・プロット調査においては、すべてのプロットが基準を満たしている。
天然更新すべき立木の本数の下限値	<ul style="list-style-type: none">・期待成立本数の 3 割 (=1,800 本/ha)・ただし、気象や土壤等の条件により、上記基準を適用することが明らかに困難な場合は、伐採前の森林や周辺の森林を参考にして、1,000 本/ha を下限とすることができる。

ウ 基準を満たしていない場合の対応

確認調査の結果、天然更新の完了基準を満たしていない場合には、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 7 年以内に、天然更新補助作業を実施して天然更新を完了させる又は植栽を行うものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

天然更新に必要な母樹や萌芽更新に適した立木の有無、林床の状況、病虫獣害などの被害の発生状況、既往の主伐箇所における更新状況、その他の自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を考慮して、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準」及び「同所在」を以下に示す。

なお、伐採計画の内容が、以下の「基準」または「所在」に該当する場合は、人工造林を原則とする。

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

以下、いずれかの場合に該当するとき。

- ・1 ha 以上の皆伐を行う場合。

・表2-2-5に示す天然更新対象樹種の種子の供給の具体性及び稚樹の存在 の有無、萌芽更新の確実性、鳥獣による稚樹の食害の恐れがある場合の鳥獣害防止対策など、伐採後5年以内に天然更新が達成すると見込まれる具体的な計画がない場合。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

表2-2-10のとおり。また、表2-2-10以外の森林においても、1 ha 以上の皆伐予定地で、(1)の基準に該当する場合は、植栽を原則とする。

表2-2-10 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	面積 (ha)	備考
28~54 林班、56~64 林班	1,762.58	針葉樹人工林

○ 詳細な位置は、別図（概要図【制限】）参照。

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林の命令の基準を次のとおり定める。

(1) 更新にかかる対象樹種

法第10条の9第4項の規定に基づく造林の命令を受けた者は、次に定める樹種を植栽するものとする。

ア 人工造林の場合

表2-2-1に定める樹種とする。

イ 天然更新の場合

表2-2-5に定める樹種とする。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

生育し得る最大の立木の本数は、6,000 本/ha とする。

第3 保育・間伐に関する事項（法第10条の5第2項第4号）

保育及び間伐は、森林の立木の生育の促進、林分の健全化及び利用価値の向上を図るために実施するものとし、その標準的な方法等を次のとおり定める。

1 保育の作業種別の標準的な方法

保育の作業種とその標準的な方法を表2-3-1のとおり定める。

表2-3-1 保育の標準的な方法

種類	樹種	実施林齢及び時期等
下刈	スギ ヒノキ	林齢：10年生までのうち、下草が繁茂し造林木の成長を著しく阻害する時に実施するものとするが、状況に応じて、回数の削減や実施期間の短縮に努める 時期：6～7月頃を目安
つる切り	スギ ヒノキ	林齢：つるが繁茂する状況に応じて実施 時期：下刈及び除伐時
除伐	スギ ヒノキ	時期：下刈り終了後に、育成目的樹種とそれ以外の樹種との競合が始まった時
枝打ち	スギ ヒノキ	林齢：枝下直径が7cmになった時に実施 方法：直径5～6cmのところまで実施 「目標とする材長+0.5m」の高さまで実施 時期：11月～2月上旬頃
その他	—	造林地の野生動物による食害対策として、忌避剤の塗布や防護柵の設置、捕獲等を実施

2 間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法

間伐は、「新・システム収穫表次ページ※2」を利用し、表2-3-2に示す指針に従って実施する。

表 2-3-2 間伐の標準的な方法

項目	指針
間伐の時期	<ul style="list-style-type: none"> 間伐の時期は、林木の樹冠が閉鎖して、林木相互の競争が生じ始めた時とする。林木の樹冠閉鎖の目安は樹冠疎密度 10 分の 8 以上とする。 間伐を行うべき立木の混み具合を表す指標として「収量比数 (Ry) ^{※1}」を用いるものとし、その値を表 2-3-3 に定める。 平均的な間伐の実施時期の間隔の年数を表 2-3-4 に定める。
間伐率	<ul style="list-style-type: none"> 間伐率と回数は、「新・システム収穫表」 ^{※2} を用いて林分の健全性保持と生産目標への誘導が可能となる割合と回数を算出し、現地状況を考慮して定める。
間伐回数	<ul style="list-style-type: none"> 材積による伐採率の上限は 35% を標準とする。 5 年後に樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。
選木の方法	<ul style="list-style-type: none"> 選木の方法は、森林の整備・保全の目標と森林の状況に応じて、定性間伐や列状間伐等、最も適切な方法を選択する。 保育期の間伐は、被圧木、二又などの不良木、あばれ木等を選定することを原則とするが、均等な立木密度が得られるよう残存木の配置にも配慮する。 8 歳級以上の間伐は、利用可能な森林資源の活用の観点から、上層木や中層木も対象とする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 利用可能な森林資源の活用を図るため、間伐材の搬出を推進する。 地形上、風衝地となり得る場所においては、風倒害に留意して間伐を行う。

※1 「収量比数 (Ry)」とは、その時期の森林が蓄えることができる最大量の幹材積に対する実際の幹材積の割合のこととで、間伐の時期や間伐率を決める時に用いる。間伐を行うと収量比数が下がり、その後再び 1 に近づいていく。

※2 「新・システム収穫表」とは、静岡県農林技術研究所森林・林業研究センターが作成したスギ・ヒノキ人工林の収穫予測を行うプログラム（エクセルファイル）。樹種、林齢、ha 当たり本数、地位、間伐時期を入力することにより、簡単に収穫予測を行うことができる。プログラムは、静岡県のホームページからダウンロードできる。「新・システム収穫表」による試算の一例は下表のとおり。

<「新・システム収穫表」による試算の一例>

年生	施業	本数 伐採率	伐採後本数 (本/ha)	伐採後収 量比数 (Ry)	平均胸高 直径(cm)	伐採材積 (m ³ /ha)	備考
15	下層間伐	25%	2,061	0.7	10.8	11	
25	下層間伐	36%	1,318	0.7	15.1	37	
40	下層間伐	32%	898	0.7	20.6	53	
55	上層間伐	22%	698	0.6	23.4	90	
70	上層間伐	20%	552	0.6	28.0	103	
90	皆伐	100%			34.5	462	

○ 樹種ヒノキ、15 年生時立木本数 2,750 本/ha、地位Ⅲの条件で、長伐期施業（90 年生を伐期）とした場合

表 2-3-3 収量比数

樹種	収量比数
スギ	0.85
ヒノキ	0.85

表 2-3-4 平均的な間伐の実施時期の間隔

区分	間伐の実施時期の間隔
標準伐期齢未満	10 年
標準伐期齢以上	15 年

3 計画期間内に間伐を実施する必要がある森林

該当なし

第4 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

(法第10条の5第2項第8号)

1 作業路網の整備に関する事項

ここでは、森林施業を低コストで効率的に行うために必要な作業路網の整備に関する事項を示す。作業路網については表2-4-1に定義する。

表2-4-1 作業路網の区分と定義

区分		定義
基幹路網	林道	不特定多数の者が利用する恒久的公共施設であり、森林整備や木材生産を進める上での幹線となるもの。
	林業専用道	主として森林施業のために特定の者が利用する恒久的公共施設であり、幹線となる林道を補完し、普通自動車(10t積程度のトラック)や林業用車両(大型ホイールタイプフォワーダ等)の輸送能力に応じた必要最小限の規格・構造を有することにより、森林作業道の機能を木材輸送の観点から強化・補完するもの。
細部路網	森林作業道	森林作業のために特定の者が利用し、主として林業機械(トラックを含む)の走行を予定するもの。

(1) 作業路網の密度に関する事項

森林施業を低コストで効率的に行うため、施業を一体的に行う森林について、森林の傾斜等に応じてあらかじめ作業システム(車両系又は架線系)を定め、表2-4-2に掲げる作業路網の密度を目安として林道及び林業専用道、森林作業道を適切に配置する。

表2-4-2 作業路網の密度

傾斜区分	作業システム	路網密度	
		うち基幹路網	
緩傾斜地 (0~15°)	車両系	110m/ha以上	35~40m/ha以上
中傾斜地 (15~30°)	車両系	85m/ha以上	23~34m/ha以上
急傾斜地 (30°~)	車両系	60m<50m> ^{※1} /ha以上	16~26m/ha以上

※1 「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

(2) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

基幹路網の開設は、車両の安全かつ円滑な通行を確保するため、表2-4-3に示す規格（林道規程）を遵守する。林業専用道及び森林作業道の開設は「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」に則したものとする。

表2-4-3 基幹路網の規格・構造

区分		規格 (林道規程)		車道幅員	通行車両
林道	森林基幹道	第1種 及び 第2種	自動車道1級 自動車道2級	4.0m (3.0m) 3.0m	一般車両、林業用車両
	森林管理道	第2種	自動車道3級	2.0m	
	森林施業道				
林業専用道		第2種	自動車道2級	3.0m	林業用車両 (10t積トラック)

※第1種：セミトレーラーを設計車両とするもの

※第2種：普通自動車、小型自動車を設計車両とするもの

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画を表2-4-4に示す。詳細な計画は、別紙(P47)及び別図(概要図【経営2】)による。

表2-4-4 基幹路網の整備計画

整備計画	路線数	延長又は箇所数
森林基幹道の開設		
森林管理道の開設	2路線	2.9 km
林道の改良(拡張)	3路線	14 箇所
林道の改良(舗装)	1路線	1.0 km

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網は管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(3) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意事項

森林作業道は、間伐をはじめとする森林整備や木材の搬出のため、継続的に用いられる道であり、表2-4-5に示す通行車両による使用を想定し、また、地形に沿うことで作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な構造とする。

また、森林作業道の開設は、「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」に則したものとする

表 2-4-5 森林作業道の規格

区分	幅員	通行車両（林業用車両）
森林作業道	全幅員 2.5m以上	車両系林業機械又はトラック
	全幅員 2.5m未満	車両系林業機械（車体幅 2.0m程度）

イ 細部路網の維持管理に関する事項

「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう、適正に管理する。

(4) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

表 2-4-4 に掲げる計画に沿って、基幹路網の整備を推進していく。

また、林道等の基幹路網から 200m 以内で、傾斜が 35 度未満の森林は木材生産に適しており、こうした森林においては、細部路網の整備を推進し、利用間伐等による木材生産を促進していく。

とくに、表 2-4-4 に掲げた計画期間内に整備する基幹路網の周辺の森林を路網整備等推進区域として設定し、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進していく。

なお、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域は、表 2-4-6 のとおり定める。

表 2-4-6 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

路網整備等 推進区域	面積(ha)	開設 (予定) 路線	開設 (予定) 延長(m)	備考	対図番号
62 林班	69	岩水線	1,600		①
47、48 林班	40	中尾日影線	1,300		②
51、56～58 林班	80	高内 1 号線	2,010	開設済	③
33、34 林班	68	二の岡 2 号線	1,690	開設済	④
38～40 林班	43	二子 3 号線	1,072	開設済	⑤
46 林班	86	沢入線	2,150	開設済	⑥
33、34、38～40、 46～48、51、56～ 58、62 林班	386	北箱根山線	16,197	開設済	⑦

○ 詳細な位置は、別図（概要図【経営 2】）参照。

2 その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

(法第10条の5第2項第6号)

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本市の森林は小規模零細な所有形態が多数を占めており、加えて森林施業の受委託もほとんど行われておらず、効率的な森林施業が困難な状況である。

そこで、隣接する複数の所有者の森林を取りまとめて、数十haの施業団地とした上で、作業道の整備や間伐などの森林施業を一括して行えるよう、森林の育成や利用に関する事項を意欲と実行力のある林業経営体へ委託することを促進し、効率的な森林の経営を図っていく。

2 森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策

施業の集約化や計画的な路網整備等に関する意欲と実行力のある者に対して、必要な情報の提供、必要な助言、指導その他の援助を積極的に行っていく。

また、森林の施業を効率的かつ適切に行っていくためには、森林に関する正確な情報の把握が重要であることから、森林情報の精度向上に努める。

3 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、森林経営計画を作成するにあたっては、森林所有者と次の権原が付与された契約（以下「森林経営委託契約」という。）を締結する必要がある。

なお、すでに、森林所有者と長期施業受委託契約を締結している場合であっても、森林経営計画を作成するにあたっては、「森林経営委託契約」の締結が必要であることから、現行の契約内容を確認し、必要に応じて新規契約や変更契約を行うものとする。

- ① 造林、保育及び伐採に必要な育成権原
- ② ①に基づき伐採した木竹の処分権原
- ③ 森林の保護や作業路網の整備等に関する権原

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が、森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を検討する。この制度により森林所有者から経営管理権を取得した場合は、林業経営に適した森林については民間事業者に経営管理実施権を設定して再委託を行い、また、林業経営に適さない森林については、必要に応じて森林環境譲与税等を活用して本市が直接森林整備を行うことにより、適切な森林の経営管理を推進する。また、地域の関係者の協議により集約化構想を作成し、林業経営体への権利設定を迅速に行うことを探討する。

また、経営管理権又は経営管理実施権の設定に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項（法第10条の5第2項第7号）

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業の共同化とは、間伐、保育等の森林施業の推進について、森林所有者等の間で、施業の実施時期や実施方法について調整を行い、複数の森林所有者等が森林施業を集約化し、それを一体として効率的に行うことをいう。

森林施業の共同化を促進するために、一体として行う森林施業に適した森林を抽出するとともに、その森林所有者等の間で森林施業の集約化のための合意形成が図られるよう、指導・助言する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

集落あるいは一体として行う森林施業に適した森林の所有者等に呼びかけ、森林施業に関する話し合いの場を創出し、森林施業の共同化を図る。

また、啓発及び普及活動を行い、当該森林所有者等に対して施業実施協定への参画を促す。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）が、森林経営計画を作成するにあたっては、次の事項を明記する。

- ① 共同して行う森林施業及び保護の種類並びにその実施方法
- ② 作業路網その他施設の設置及び維持管理の方法
- ③ 共同施業実施者の一人が、上記①又は②により明確にした事項を遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、施業の共同実施の実効性を担保するための措置

第7 その他森林整備に関する必要な事項（法第10条の5第3項第1号から第3号）

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 森林技術者の能力の向上

森林組合等の林業経営体に雇用された技術者を対象に国や県の人材育成に係る支援の利用等を促し、経験年数に応じた技術、知識、能力の習得を図り、効率的な木材生産を担う森林技術者の育成を支援する。

(2) 効率的な木材生産のためのプランナーの育成

森林組合等の林業経営体の職員を対象に、効率的な木材生産に必要な計画を作成する知識の習得を促し、森林施業プランナーの育成を促進する。

(3) 林業への新規就業促進

林業への就業に関心がある者を対象に、国や県の人材確保に係る支援の利用等を促し、林業への新規就業を促進する。

また、退職した技術者等の有効な人材の活用や農林関係の大学卒業生等へターゲットを絞った人材募集活動を支援する。

(4) 森林技術者の就労環境の向上

林業経営体を対象に雇用環境の改善や労働安全の取組を促し、森林技術者の就労環境を向上する。

2 林業経営体等の支援に関する事項

地域森林組合等の林業経営体について、その業務や体制強化等の支援を関係機関との連携により実施していく。

3 林業機械の導入の促進に関する事項

地形や地質、森林資源状況、経営にかかるコストを総合的に考慮し、適切な路網整備と林業機械の組み合わせにより労働生産性を高め、表2-7-1をモデルとする低コスト生産システムの構築を目指す。

また、低コスト生産システムの構築に不可欠な、高性能林業機械の導入やオペレーターの育成、林業労働災害の防止等については、国や県、林業・木材製造業労働災害防止協会等の支援事業等を積極的に利用していく。

表2-7-1 生産システムのモデル

システム	傾斜	最大到達距離 (m)		伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬
		基幹路網から	細部路網から				
車両系	緩	150～200	30～75	ハーベスター	グラップル	ハーベスター	フォワーダトラック
	中	200～300	40～100	ハーベスター チェーンソー	グラップル	ハーベスター プロセッサ	フォワーダトラック
	急	300～500	50～125	チェーンソー	グラップル ワインチ	プロセッサ	フォワーダトラック

4 林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項

木材関連業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を関係者が一体となって着実に進める。

林産物の利用の促進のために必要な施設について、表 2-7-2 に現状を示す。

表 2-7-2 林産物の利用の促進のために必要な施設

区分	施設の名称	現状			整備計画			備考
		位置	規模 ^{※1}	対図番号	位置	規模	対図番号	
加工	木材加工 製材工場	永塚		△1				
	木材加工 製材工場	深沢	8,800 m ³ /年	△2				※2
	木材加工 製材工場	川島田		△3				
	木材加工 製材工場	茱萸沢		△4				
	木材チップ工場 製造工場	神山	24,000 m ³ /年	△5				
	国産材合板他木 材加工製材工場	富士市 中之郷	132,000 m ³ /年					市外
	木材チップ工場 製造工場	富士市 大渕	11,000 t/年					市外
流通	原木市場	富士市 大渕	88,840 m ³ /年					市外
	ストック ポイント	小山町 上野	37,600 m ³ /年 (目標取扱量)					市外

○ 詳細な位置は別図（概要図【施設】）を参照

※1 規模については、把握可能なものののみ記載。データは令和2年度のもの。

※2 市外工場取扱量含む。

III 森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

(法第10条の5第2項第9号及び第10)

第1 森林の病害虫の駆除又は予防の方法等

1 森林病害虫の駆除並びに予防の方針及び方法

本市は、森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努める。特に、松くい虫及びナラ枯れ被害対策については、表3-1-1に示す方針に則って適切に行う。

表3-1-1 松くい虫等被害対策方針

項目	方針
松くい虫被害対策	<ul style="list-style-type: none">・地域住民との協働により適正な管理を行い、松林の健全化を図る。・地域にとって特に重要な松に対し、樹幹注入等の対策を実施し、保全する。
ナラ枯れ被害対策	<ul style="list-style-type: none">・地域で被害の早期発見・監視に努め、初期段階で、適切な防除を推進する。・被害木に対しては、ナラ枯れ対策事業により伐採・駆除及び防除処理を進め、被害の拡大を抑制する。

2 森林病害虫の駆除及び予防の体制作りの方針

森林病害虫による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などのため、森林所有者を始め、地域住民への呼びかけを行い、森林病害虫の被害木等の情報収集に努める。

3 緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合の対応方法

森林病害虫等の蔓延により緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合には、伐採の促進及び被害木のチッパー等による適切な処理の指導等を行うことがある。

第2 鳥獣による森林被害対策の方法

1 鳥獣害防止森林区域の設定

森林生態系多様性基礎調査の結果等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下、「鳥獣害防止森林区域」という。）を表3-2-1に定める。

表3-2-1 鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積(ha)
ニホンジカ	26林班、28~35林班、37林班、39林班、71林班	893.25

○ 詳細な位置は別図（概要図【経営3】）を参照

2 鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法

鳥獣害防止森林区域においては、表3-2-2に定める方法により、鳥獣害の防止のための措置を実施するものとする。

なお、実施にあたっては、鳥獣保護管理法に基づいて県が定める第二種特定鳥獣管理計画及び鳥獣被害防止特別措置法に基づき本市が作成した「御殿場市鳥獣被害防止計画」に沿って行うものとする。

表3-2-2 鳥獣害の防止の方法等

対象鳥獣の種類	鳥獣害の防止の方法等
ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none">・ 鳥獣害の防止の方法は植栽木等の保護又は捕獲とし、これらを単独又は組み合わせて実施する。・ 植栽木等の保護は、防護柵や筒状食害防止材、剥皮防止帯（テープ巻等）の設置等とする。・ 防護柵は、被害防止効果が十分に発揮されるよう、適切に維持管理を行い、必要に応じて改良等を行う。・ 捕獲は、わな捕獲（くくりわな、囲いわな等）、銃器等により行う。

3 その他の区域及び鳥獣に関する森林被害対策の方法

鳥獣害防止森林区域外の森林においても、鳥獣害防止施設の設置等による鳥獣害の防止に努めるものとする。

なお、鳥獣害の防止の方法等は、2の防止の方法に準ずるものとする。

4 鳥獣害防止の方法の実施状況の確認等

現地調査による確認のほか、森林施業を行う林業経営体や森林所有者等からの情報の収集に努める。

なお、鳥獣害の防止の方法が適切に実施されていない場合は、森林所有者等に対して指導・助言等を行う。

第3 林野火災の予防の方法

林野火災を予防するため、林業経営体等に御殿場市・小山町広域行政組合火災予防条例に基づいた指導及び注意喚起等を行うほか、以下の方針に則った取組を行う。

- ・初期消火器材の配備を進めるとともに、山火事発生の未然防止に努める。
- ・山火事発生の危険性が高い、入山者やドライバーの入り込む地域において、タバコ及びたき火の後始末を徹底するよう周知する。
- ・林業従事者に対して、火気の取扱いに対する指導を行い、山火事予防への意識を啓発する。
- ・林野火災注意報の発令時には、火の使用の制限の努力義務の対象として指定された区域を確認するとともに、火の使用の制限に従うよう努めることを周知する。
- ・林野火災警報の発令時には、火の使用の制限の対象として指定された区域を確認するとともに、火の使用制限を徹底することを周知する。

第4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行うときは、御殿場市火入れに関する条例に基づき実施する。

第5 その他必要な事項

- 1 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分
該当なし

2 その他

森林病害虫及び山火事等を未然に防止するとともに、森林巡視等に役立てるため、防火標識等の設置を推進する。

また、台風等による造林木の風倒害が発生している森林の施業については、細心の注意を払って行うよう指導する。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

(森林の保健機能の増進に関する特別措置法第5条の2)

第1 保健機能森林の区域

該当なし

第2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

該当なし

第3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

該当なし

第4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項（法第10条の5第3項第4号）

第1 森林経営計画の作成に関する事項

1 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するように指導する。

- ・Iの第2の2に示す公益的機能別施業森林の施業方法
- ・IIの第2の3に示す植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- ・IIの第5の3に示す森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3に示す共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ・IIIに示す森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

2 一体整備相当区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域（以下、「一体整備相当区域」という。）を表5-1-1に定める。

表5-1-1 一体整備相当区域

区域名	林班	区域面積(ha)
富士	1～23、25、67、68	1,015.48
箱根	24、26～66	2,364.93

○ 詳細な位置は別図（概要図【経営3】）を参照

第2 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

第3 森林の総合利用の推進に関する事項

乙女森林公园第1、第2および各地区市民の森を段階的に整備し、既存の自然環境を活かしながら、市民が気軽に森林に親しむことのできる空間の創出を目指すこととする。
また、森林の総合利用に必要な施設を表5-3-1に掲げる。

表5-3-1 森林の総合利用施設

施設の種類	現状（参考）		将来		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
乙女森林公园キャンプ場・市民の森 フォレスト乙女 (御殿場地区市民の森)	深沢 2190 2196-2 2256	18.4ha 散策道、展望台体験交流センター、ロッジ、バンガロー等			1
海の見える四季の丘公園（富士岡地区市民の森）	二子 151	0.5ha ベンチ			2
五本松展望台（富士岡地区市民の森）	二子 723-214 外	0.8ha ベンチ			3
富士山樹空の森 (印野地区市民の森)	印野 1380-15	13.9ha 散歩道、屋外ドーム等			4
遊RUNパーク玉穂（玉穂地区市民の森）	中畑 2112	10.4ha 散策道、クロスカントリーコース、芝生広場、東屋、トイレ等			5
神山自然公園	神山 1114-1	1.5ha 遊歩道、東屋、トイレ等			6

○ 詳細な位置は別図（概要図【施設】）を参照

第4 住民参加による森林の整備に関する事項

住民参加による森林づくりに対する理解と関心を深めるために、次に掲げる取組等を行っていく。

1 地域住民への広報・啓発等

- ・間伐実施等の広報を積極的に行い、地域住民への森林・林業への関心を高めるよう努める。
- ・住民が森林内で気軽に活動できるよう、作業路、遊歩道、休憩施設等への整備を行う。

2 地域住民参加による取組

- ・各地区財産区や市内NPO団体等が実施する地域住民への森林整備体験等の活動を支援する。

第5 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林経営管理制度に基づき經營管理権を設定した森林のうち、計画期間内に森林經營管理実施権により再委託する森林は下表のとおり。

表5-5-1 森林經營管理制度の設定による再委託対象森林

区域	作業種	面積(ha)	備考
30 林班の一部	間伐	32.62	令和6年
36 林班の一部	間伐	34.57	令和8年

○ 詳細な位置は別図（概要図【森林經營管理制度】）を参照

これらの対象森林においては、木材利用を進めながら經營管理を行う。

第6 森林環境譲与税に関する事項

森林環境譲与税は、パリ協定の枠組みの下における、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された。当市においても、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する事業に活用していく。

第7 その他必要な事項

1 施業の制限を受けている森林に関する事項

施業の制限を受ける保安林においては、森林法に基づく施業を実施する。また、自然公園法、砂防指定地管理条例等の法令等により伐採行為が制限されている場合には、これらの法令等を踏まえた施業を実施する。

また、複数法令等による施業の制限を受けている場合は、より制限が強い法令等に基づく施業方法で行うものとする。

地域森林計画対象森林に関しては、伐採届等の提出を市民に周知し、無届伐採等の行為を発見した際には植栽指導等の各種法令に基づいた指導を行っていく。

2 森林の保全に関して留意すべき事項

森林の保全については、適切な施業の推進、管理及び保安施設事業の計画的な実施を通じて、森林の有する水源の涵養、土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収・固定、環境の保全といった公益的機能の維持増進を図るとともに、伐採造林届出制度、保安林制度及び林地開発許可制度の適切な運用を図る。

3 土地の形質の変更にあたり留意すべき事項

森林の土地の形質の変更にあたっては、次の事項に留意する。

(1) 保安林

保安林では、保安林の指定の目的の達成に支障のない範囲に限定することとし、原則として森林以外の転用は行わないものとする。

(2) 保安林以外の森林

保安林以外の森林では、当該森林の植生、地形、地質、土壤、湧水、気象、過去に発生した灾害等の自然環境条件、及び下流の河川、水路の整備状況、周辺における土地利用、水利用、景観等の生活環境条件を考慮し、次の4点に留意した上で、土地の形質の変更を行うものとする。

- ア 土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと
- イ 水害を発生させるおそれがないこと
- ウ 水の確保に著しい影響を及ぼすおそれがないこと
- エ 環境を著しく悪化させるおそれがないこと

4 市有林の整備に関する事項

市有林については国立公園内に位置するため、環境、景観等に配慮し必要に応じて整備する。

5 良好的な森林景観の形成に関する事項

本市は、世界文化遺産である富士山を抱えており、市内各地からの富士山の眺望は、本市を特徴づける景観である。市内には、数多くの眺望スポットがあるが、御殿場市景観計画では、特に良好な眺望ポイントを後世に継承するため、富士山眺望遺産として認定し、その保存と新たな観光資源の創出を目指しているほか、富士山の景観や眺望に配慮したまちづくりを推進している。

眺望スポット及び富士山眺望遺産周辺の森林については、眺望を確保するために間伐の実施を促進するほか、彩りを添えるために針広混交化を促進する。

また、箱根外輪山に整備されている広域基幹林道の林道北箱根山線については、その周辺が人工林で囲まれているため、現在富士山がほとんど望めない状態となっている。林道北箱根山線から富士山を望めるようにするため、眺望スポットと同様の森林整備を促進する。

6 樹種転換に関する事項

現在、戦後一斉に植林されたスギ・ヒノキ等人工林の手入れが行届かない森林が、市内に多く存在している。こうした荒廃森林を、公益的機能の高い広葉樹等に転換することにより、自然災害が発生した場合に道路等の生活基盤施設への被害を防ぎ、かつ、良好な自然環境の創出を目指していく。

7 木材の地産地消に関する事項

公共建築物での木材利用を中心に、市内で消費する木材は市内の森林から供給する体制を推進する。

8 苗木の供給に関する事項

人工林の主伐が促進されると、造林用の苗木の確保が必要になるため、将来の安定供給体制の構築に向けて検討を進めていく。

9 間伐材・未利用材等の木質バイオマスへの活用に関する事項

御殿場市のエコガーデンシティ構想に基づき、間伐材・未利用材等などの木質バイオマスの供給体制及び利用体制を推進する。

令和3年度に新たに木材チップ工場が稼働したことにより、市内の未利用材等の利活用について促進し、市内の森林整備へ繋げるための検討を進めていく。また、木材調達の促進のため市内外への周知について検討していく。

10 本計画対象外民有林の管理に関する事項

本計画対象外民有林（2－5条森林）については、関係機関と連携し、適正な管理を推進する。また、市街地等に点在する山林は、所有者の要望に応じて樹種転換等の整備を促進していく。

11 地域の生物多様性保全に配慮した森林施業の推進に関する事項

生物多様性の保全に配慮するため、様々な樹種、林分構造、林齡などから構成される森林をバランスよく配置することで多種多様な森林づくりを行っていく。

また、森林施業において人工林周辺の天然林等や溪流沿いの森林を保残することで森林の連結性を維持し、多様な生物の生息地を保全していく。

(参考資料)

別紙

基幹路網の整備計画

(単位 開設・舗装: km、改良: 箇所)

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	計画期 区分	延長/ 箇所	利用区域 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
開設	自動車道	森林管理道	御殿場市	岩水	前期 後期 計	- 1.6 1.6	69	○	①	
開設	自動車道	森林管理道	御殿場市	中尾日影	前期 後期 計	- 1.3 1.3	40	○	②	
計				2路線	前期 後期 計	- 2.9 2.9	109			
拡張	自動車道	改良	御殿場市	高内1号	前期 後期 計	3 3 6	69	○	③	法面保全 局部改良
拡張	自動車道	改良	御殿場市	沢入	前期 後期 計	2 2 4	50	○	⑥	法面保全 局部改良
拡張	自動車道	改良	御殿場市	北箱根山	前期 後期 計	2 2 4	1,338	○	⑦	法面保全 局部改良
計				3路線	前期 後期 計	7 7 14	1,457			
拡張	自動車道	舗装	御殿場市	高内1号	前期 後期 計	1.0 - 1.0	69	○	③	
計				1路線	前期 後期 計	1.0 - 1.0	69			

○ 詳細な位置は別図(概要図【経営2】) 参照。